

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処 分 庁 兵庫県尼崎市長

審査請求人が令和元年6月25日にした、処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和元年6月20日付け公文書部分開示決定通知書に係る審査請求（令和元年度審査請求第2号）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和元年6月19日、処分庁に対し、尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「公文書の名称又は内容」を尼崎市課長（職員氏名）（以下「本市課長」という。）の尼崎市入庁以来の経歴がわかる文書とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、開示すべき文書として、本市課長の氏名、職員番号及び尼崎市に採用されてから現在に至るまでの異動歴及びその発令日の情報（以下「経歴情報」という。）が記録された電磁的記録で「人事台帳【職歴】」との名称が付されたもの（以下「本件対象文書」という。）を特定した。
- 3 処分庁は、同月20日、本件開示請求に対し、本件対象文書のうち不開示部分を「当該職員の職員番号、主任以下の職の経歴」、不開示の理由を「当該部分は、尼崎市情報公開条例第7条第2号に該当するため」として、当該部分を除いた部分を開示する旨決定し（以下「本件処分」という。）、尼崎市総務局人事管理部人事課から、尼人第2530号-2により審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、同月25日、本件処分に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件審査請求において、審査請求人が主張している審査請求の趣旨及び理由等は、次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分において、本市課長が係長級以上の職に就いていたときのもの以外の経歴情報が不開示となっている点について憲法及び条例に反し、違法である。

(2) 理由

公務員氏名及び職歴については開示されるべきである。また、過去に同様の内容にて公文書開示請求を行ったところ、今回不開示とされた部分が開示されている。

2 処分庁の主張

(1) 趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 理由

本件不開示部分は、条例第7条第2号本文前段にいう「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号アないしウに定める除外事由にあたらぬ限り不開示となるところ、本件不開示部分はいずれの除外事由にも該当しないことから、本件処分は条例に基づいており違法又は不当な点はない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について（尼崎市における公文書の開示手続）

(1) 何人も実施機関（条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ）に対し、開示請求書を当該実施機関に提出して、当該実施機関の保有する公文書（条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる（条例第5条及び第6条第1項）。

(2) 実施機関は、開示請求を受けたときは、以下のいずれかの処分を行い、開示請求者に対しその旨を書面により通知しなければならない（条例第7条、第8条及び第11条）。

ア 全部開示決定

不開示情報（条例第7条各号）がない場合

イ 部分開示決定

一部に不開示情報が記録されている場合

ウ 全部不開示決定

ア及びイ以外の場合

(3) 実施機関は、(2)ア及びイの場合、条例第17条第1項本文の規定が適用される場合を除き、条例第16条第1項に定める方法に従って、開示請求をした者に対し、

開示請求に係る公文書の開示を行う。

2 本件処分の違法性の有無について

(1) 個人情報該当性（条例第7条第2号本文前段該当性）

条例は市民の公文書の公開を求める権利を保障することなどにより、市政に関し市民に説明する責務が全うするとともに市民による市政への参画を進めるのに資することを目的とし（条例第1条）、実施機関に対し、公文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重して条例を解釈、運用するものとし（条例第3条前段）、また個人に関する情報がみだりに公にされないことがないよう最大限の配慮をすることを義務付けている（条例第3条後段）。

その上で条例は、実施機関は、公開請求があったときは、非公開情報が記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない旨を定め（条例第7条）、条例第7条第2号において、個人識別情報については、除外事由に当たらない限り、非公開とするものとしている。

その趣旨は、公文書の公開請求権と個人情報保護の権利利益は抵触する場合がありますことから、情報公開によって得られる利益と公開されることにより私人が被る不利益との調整を図ろうとしたところにあると解される。

条例第7条第2号は、特にいわゆるプライバシー情報に限定することなく、個人に関する情報で特定の個人を識別し得るものについては、除外事由に当たらない限り非開示とするものと定めている。条例第3条後段が、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないよう最大限の配慮をすることを実施機関に義務付けていることを鑑みれば、「個人に関する情報」とは、氏名、住所、生年月日等の情報に限られず、心身の状況、親族関係、職歴、所得、財産の状況その他当該個人と関連性を有する一切の情報をいうと解される。

本件情報は、地方公共団体という組織体の構成員としての個人の活動に関する情報といえ、本件情報により特定の個人が識別され、当該個人と関連性を有する情報であるといえるため、本件情報は「個人に関する情報」に該当する。

(2) 公務員等の職及び職務遂行情報該当性（条例第7条第2号ウ該当性）

個人情報で特定の個人を識別することができる情報等であるとして不開示情報とされるもののうち、当該個人が公務員等であり当該情報はその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、同号本文の不開示情報から除かれる。

ここでいう「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を対象とするものであり、行政処分等の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席に関する情報等の具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報をいう。

本件情報は、人事管理のために必要とされる職員番号や採用以降の異動歴等の情報であり、具体的な職務遂行と直接の関連を有する情報とはいえないことから、本件情報は同号ウには該当しない。

(3) 公領域情報該当性（条例第7条第2号ア該当性）

法令等の規定又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報は、個人情報であっても、一般に公にされている情報であるから、これを開示したところで個人のプライバシー等の利益が侵害されるおそれがないから、不開示情報として保護する必要がない。

尼崎市総務局人事管理部行政管理課は、毎年度、各部局における事務分掌並びに係長級以上（平成27年度以降は課長級以上）の職員氏名及び職を記載した「尼崎市の組織」という冊子を作成し過年度分を含めて尼崎市市政情報センター等において、何人に対しても閲覧が可能となるよう公開している。したがって、本件情報のうち、係長級以上の職に就いていたときの経歴情報については、慣行として公にされている情報といえ、同号アに該当する。他方、本件情報のうち、職員番号及び主任級以下（平成27年度以降は課長補佐級職員）職員の氏名及び職については公にはされておらず、同種情報について公にされているという事情も認められないことから、同号アには該当しない。

なお、審査請求人は、過去に開示を受けた公文書を提出のうえ、従前開示されていた情報が一部不開示になったことをもって本件処分には憲法及び条例違反がある旨主張する。前述のとおり、平成27年度以降、尼崎市は条例の趣旨に沿うように当該情報に係る運用を変更したところであるが、当該運用の変更後、一定期間は当該運用について徹底が十分に行われていなかったことにより開示された事例が存在することは事実であるものの、そのことを理由として本件処分が違法とは認められない。

- 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年10月29日

審査庁 尼崎市長 稲村 和美

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として（訴訟において尼崎市を代表する者は尼崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。